

防官会第 2 8 5 3 7 号
令和 6 年 1 2 月 1 7 日

大臣官房会計課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長 殿
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁調達管理部調達企画課長
防衛装備庁調達管理部原価管理官

大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

前金払における調整について (通知)

標記について、前金払等における調整について (通知) (防官会 2 4 1 5 2 号。
令和 5 年 1 1 月 2 9 日) に基づき、前金払における調整の方針について別紙の
とおり通知する。

添付書類 : 別紙

前金払における調整について

円安を伴う為替レートの変動や国内外の全般的な物価上昇が継続する中、中小企業をはじめとする防衛関連企業の資金繰りを確保することにより、防衛力整備計画に定められた防衛力の抜本的強化を着実に実施するため、前金払を柔軟かつ効果的に実施することが必要である。

このため、令和6年度以前の予算に計上され、既に締結された契約について、令和6年度補正予算をもって前金払の額又は支払時期を変更する場合、防衛省における前金払等の実施に関する訓令第7条第2項の定めに従い、同条第1項に定める調整の参考とする標準金利は、変更契約を締結しようとする時点のものではなく、変更契約の対象となる原契約が締結された時点のものとする。

なお、当該調整の対象は、令和6年度補正予算において計上された前金払の金額のみとし、当該変更契約前に設定されていた前金払の金額については調整の対象としないものとする。

（参考1）防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号）

第7条 契約担当官等は、前金払等をしようとする契約においては、当該契約に係る予定価格の算定に際して、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第63条に規定する標準金利を参考に調整を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、前金払等における調整の方針は、大臣官房長が定める。

（参考2）前金払等における調整について（通知）（防官会24152号。令和5年11月29日）

防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号）第7条第2項の規定に基づく、前金払等における調整の方針は、大臣官房会計課長が定める。